

令和7年小牧市議会第4回定例会会議録

① 令和7年12月10日第4回市議会定例会（第4日）を小牧市役所議事室に招集された。

② 出席議員は次のとおりである。

1 伊藤 皇士郎	2 永井 孝典
3 猪飼 健治	4 黒木 明
5 大上 利幸	6 阿部 哲己
7 余語 智	8 佐藤 悟
9 佐藤 早苗	10 山田 美代子
11 安江 美代子	12 谷田貝 将典
13 諸岡 英実	14 河内 光
15 鈴木 裕士	16 石田 知早人
17 (欠員)	18 星熊 伸作
19 加藤 晶子	20 小川 真由美
21 小沢 国大	22 (欠員)
23 河内 伸一	24 小島 倫明
25 舟橋 秀和	

③ 欠席議員は次のとおりである。

なし

④ 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

市長	山下 史守朗	副市長	伊木 利彦
副市長	笥原 浩史	教育長	中川 宣芳
市長公室長	入江 慎介	総務部長	尾正 人
地域活性化営業部長	石川 徹	市民生活部長	落合 健一
健康生きがいえらい推進部長	駒瀬 勝利	福祉部長	江口 幸全
こども未来部長	川尻 卓哉	建設部長	堀場 武
都市政策部長	舟橋 朋昭	上下水道部長	笥尾 拓也
市民病院事務局長	竹田 孝一	教育部長	矢本 博士
監査委員事務局長	松浦 智明	消防部長	小口 高広
市長公室次長	宇野 嘉高	総務部次長	古澤 健一
地域活性化営業部次長	伊藤 加代子	市民生活部次長	小川 真治

健康生きがい支え合い推進部次長	永 井 政 栄	福祉部 次 長	山 本 格 史
こども未来部次長	野 田 弘	建設部 次 長	矢 澤 浩 司
都市政策部次長	川 島 充 裕	上下水道部次長	三 品 克 二
市民病院事務局次長	堀 田 幸 子	教 育 部 次 長	岩 本 淳
会 計 管 理 者	舟 橋 知 生	副 消 防 長	高 橋 直 人

⑤ 本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	小 川 正 夫	議 事 課 長	松 宮 克 哉
書 記	舟 橋 紀 浩	書 記	松 井 雅 仁

⑥ 会議事件は次のとおりである。

一般質問

1 個人通告質問

議案審議

議案第113号 小牧市環境基本条例の一部を改正する条例の制定について

議案第114号 小牧市火災予防条例及び小牧市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第115号 小牧市道路占用料条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第116号 小牧市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第117号 小牧市屋外広告物条例の制定について

議案第118号 小牧市味岡児童館の指定管理者の指定について

議案第119号 小牧市北里児童館の指定管理者の指定について

議案第120号 小牧市道路線の廃止について

議案第121号 小牧市道路線の認定について

議案第122号 令和7年度小牧市一般会計補正予算（第4号）

議案第123号 令和7年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第124号 令和7年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第125号 令和7年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第126号 令和7年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第127号 令和7年度尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

- 議案第128号 令和7年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
議案第129号 令和7年度小牧市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第130号 令和7年度小牧市病院事業会計補正予算（第2号）
議案第131号 令和7年度小牧市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第132号 令和7年度小牧市下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第134号 小牧市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第135号 小牧市特別職の給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第136号 小牧市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第137号 令和7年度小牧市一般会計補正予算（第5号）
議案第138号 令和7年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
議案第139号 令和7年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
議案第140号 令和7年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
議案第141号 令和7年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
議案第142号 令和7年度尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
議案第143号 令和7年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議案第144号 令和7年度小牧市病院事業会計補正予算（第3号）
議案第145号 令和7年度小牧市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第146号 令和7年度小牧市下水道事業会計補正予算（第3号）

（午前10時00分 開 議）

○議会事務局長（小川正夫）

ただいまの出席議員は23名であります。

○議長（舟橋秀和）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、配付いたしましたとおりであります。

日程第1、「一般質問」に入ります。

昨日に引き続き、個人通告質問を行います。

通告順に発言を許します。

山田美代子議員。

○10番（山田美代子）

皆さんおはようございます。

何かトップバッターというのは気持ちいいものですね、初めての経験なので。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い1項目質問させていただきます。

質問項目1、中央図書館内カフェ事業者との契約についてあります。

小牧駅前の中央図書館は令和3年3月27日、コロナ禍の中オープン。早いものであれからもう4年8か月が経過しました。オープンに至るまで、そしてオープン後もいろいろとありましたが、本当に最近の館内ですね、私、朝、昼、夕と結構足を運ぶのですが、本当に騒いでいる高校生、中学生とかも見えないし、本当に落ち着いているように感じております。

飲物を片手に雑誌を読む方、学校帰りに学習している中高生、パソコンを開いている方、ソファーでゆっくりくつろいでいる方などなど、本を借りるだけではなく、利用者が自分に合った使い方ができるのが中央図書館の魅力だと思います。

図書館は、誰もが無料で利用できる公共施設です。図書館にまだ小牧市民でも行ったことないよっていう方もみえます。ぜひ、一度立ち寄っていただき、一人でも多くの方に中央図書館の良さを知ってほしいと思います。

また、管理運営を直接市が行っていることは、私自身大変誇りに感じていますので、最近は行政調査でいろんなとこ行ったときに、駅前にある図書館と整備が進んでいる小牧山をどこへ行っても一度おいでくださいというふうにアピールしています。

それでは質問に入ります。

私は図書館のことで何度も質問してきましたが、2023年第2回定例会において、行政財産目的外使用に当たるカフェスター・バックスさんから、なぜ水道光熱費を取らないのか、加算賃料を上げる考えはないのか等の質問をしました。

そのとき、最後に市長は、平成38年3月31日までは一方的に変更はできない。その後、社会情勢だとか、売上げの状況だとかございますので、そうしたことについて双方の合意があれば、これは変更できるのではないかというふうに思いますから、そういうところで検討の余地は当然ながらあるというふうに思いますと答弁されました。

そこで、スター・バックスさんとの契約、覚書の有効期限が来年の3月31日と間近に迫っていますので、今定例会でいろいろお聞きするいいタイミングだと考えた次第で

す。

(1) 小牧市立図書館カフェ設置及び運営業務に関する覚書について。

アとして、覚書の内容をお尋ねいたします。

イとして、覚書の有効期限をお尋ねいたします。

(2) カフェ事業者が小牧市に支払う使用料について。

アとして、使用料の内訳をお尋ねいたします。

イとして、令和3年度から令和6年度までの売上加算賃料をお尋ねいたします。

(3) カフェの水道光熱費について。

令和5年第2回定例会において、市はカフェ事業者から水道光熱費を徴収していること、これは確認していますが、その後、変更はあったのかお尋ねいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

分かりやすい答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について答弁を求めます。

○教育部次長（岩本 淳）

質問項目1、中央図書館内カフェ事業者との契約について、(1)新小牧市立図書館カフェ設置及び運営業務に関する覚書についてのア、覚書の内容等についてあります。

覚書の内容としては、まず、第2条の「目的」の規定において、市は、新小牧市立図書館を開館するに当たり、カフェ事業者に新図書館1階のカフェスペースの使用を許可し、カフェを運営させるものとし、カフェ事業者は、この覚書のほか、新小牧市立図書館カフェ設置及び運営事業者選定プロポーザル実施要領に定めるところに従い、カフェの設置及び運営を行わなければならないと定めています。

その上で、「使用用途の制限」「譲渡又は転貸等の禁止」「有効期限」「行政財産目的外使用」「加算賃料」「カフェの使用の責任」「カフェの運営に関わる設備等の設置及び撤去等」「退去の申し出」「カフェの維持管理」などといった条項により構成しています。

続いて、イ、覚書の有効期限についてであります。

覚書の有効期限は、覚書を締結した日から令和8年3月31日までであります。

次に、(2) カフェ事業者が小牧市に支払う使用料についてのア、使用料の内訳についてであります。

令和6年度の決算額でお答えさせていただきます。

まず、カフェ事業者からは、土地・建物に対する使用料を小牧市使用料及び手数料

条例などの算定基準に基づき算出し、毎年徴収しております。

内訳としては、カフェスペースのうちカフェ事業者が占有する厨房及びバックヤードの範囲51.9平方メートルに対し月額16万2,864円、屋内固定サイン0.794平方メートルに対し月額2,883円、屋外の固定サインとごみ保管庫を合わせ1.992平方メートルに対し月額452円、1年分の合計は199万4,388円であります。

また、カフェ事業者からは、土地・建物の使用料とは別に、売上高に対し1%を掛けた金額を加算賃料としていただくことになっており、その額が97万4,101円であります。

続いて、イ、令和3年度から令和6年度までの売上加算賃料についてであります。

令和3年度は85万9,876円、令和4年度は90万6,886円、令和5年度は92万6,405円、令和6年度は97万4,101円であります。

私からは以上です。

○教育部長（矢本博士）

続きまして、（3）カフェの水道光熱費について。

令和5年第2回定例会において、カフェ事業者から水道光熱費を徴収していないことを確認しているが、その後、変更はあったのかとのお尋ねであります。

中央図書館におけるカフェスペースにつきましては、市民参加のワークショップやアンケート調査などで多くの市民の皆様から強い要望をいただいたことから、1階に設けることとしたものですが、実際に出店していただく事業者がいなければ、市民の皆さんの要望に応えることができない上、そのスペースは空きスペースとなってしまいます。

そのため、出店していただくカフェ事業者の公募を実施するに当たり、カフェ事業者が出店しやすい条件を整理する中で、光熱水費は市の負担とする一方で、売上高に応じた加算賃料の御提案をいただくことなどを決定し、プロポーザルにより広く出店事業者を募集することとしたものであります。

結果として、現在のカフェ事業者に出店をしていただいているものでありますが、この募集の際の条件は、覚書の有効期限である令和8年3月31日までは有効でありますので、令和5年第2回定例会において、山田議員から御質問をいただいて以降、変更はしておりません。

以上であります。

○10番（山田美代子）

答弁いただきました。

再質問をさせていただきます。

まず、（1）について、覚書の内容と有効期限、令和8年3月31日ということはしっかり確認いたしました。

そこで、この時期ですと有効期限が切れる前に公募とかはされたのか、それとも現在されているのか。

まず、そこをお尋ねいたします。

○教育部長（矢本博士）

現在のカフェ事業者の出店につきましては、中央図書館の開館以来、多くの市民の皆様から大変好評をいただいているところであります。

また、仮に、更新に際し、改めて公募を行い、別の事業者が選定された場合は、原則、現在のカフェ事業者が出店地に工事を行った床・壁などの内装や設備機器を全て撤去するなど原状復旧をした上で、市へ引渡しをしていただき、その後、新たな出店事業者に、改めて内装工事や設備機器の設置をしていただくことになります。

この場合、それらの工事で半年ほどカフェスペースが閉鎖することとなり、利用者サービスに大きな影響が出ることとなります。

そうした点も踏まえ、市といたしましては、現在のカフェ事業者に出店を継続していただくことを希望しております。

また、現在のカフェ事業者におきましても、聞き取りを行いました結果、出店の継続を希望されております。

こうした状況でありますので、今回の更新に合わせて、公募を行うのではなく、市と現在のカフェ事業者の双方合意の上で、引き続き、出店を継続していただくことを考えております。

以上であります。

○10番（山田美代子）

公募はされなかったということですよね。

前回も申し上げたと思うのですけど、公正公平な入札からすると、公募をしてほしかったなというふうに思っております。

現在のところ、小牧市も今の事業者に継続して入っていただきたい、向こうも中央図書館にカフェとして入ってみたい、双方でそういう思いがあるというので、それで契約更新に今至っているということですね。

現在の交渉ですね、交渉なので難しいかなと思うのですけど、今現在で言えることがあれば、どのような交渉を行って、内容ですね、市がどういう交渉をして、向こうがどういう回答があったのか。現在、現時点での状況をお尋ねいたします。

○教育部長（矢本博士）

先ほど御答弁させていただきましたとおり、現在のカフェ事業者につきましては、中央図書館の開館以来、多くの市民の皆様から大変好評をいただいていることなどから、市といたしましては、改めて公募するのではなく、市と現在のカフェ事業者の双方合意の上で、引き続き出店いただけるよう交渉を行っていく考えであります。

なお、あくまでも出店の継続という形となりますので、基本的には当初のカフェ事業者の募集の際の条件である光熱水費は市の負担とする一方で、売上高に応じた加算賃料の御提案をいただくという条件も継続するという前提での交渉となると考えております。

しかし、そうした中におきましても、市といたしましては加算賃料の増額を検討していただけないかの投げかけをいたしました。

一方、現在のカフェ事業者からは、近年の原材料費や人件費の高騰などに伴い経費が高騰している状況や、少しずつ売上げが上がっているのは物価の高騰に合わせて商品価格を値上げしたことによる部分が大きく、経費上昇分を賄えるほど売上げが上がっていないといった厳しい経営状況をお聞きしております。

いずれにいたしましても、出店の継続は、双方合意が前提となりますので、市といたしましては、現在のカフェ事業者に継続して出店していただけるよう、新たな覚書の締結に向けて協議を進めていきたいと考えております。

以上であります。

○10番（山田美代子）

こちらからは加算賃料の増額を検討していただけないかということを投げかけていると。これは私が以前その1%について上げる気はないのかということに対して、納得されたからそういうふうに動いているのかなというふうに思います。

市長が答弁された中に、この契約の内容を変えていくことに対しては、社会情勢とか売上げの状況だとかございますというふうにありましたので、これは変わってきてると思うのですよね。社会情勢変わってきています。もうスタバさんがコーヒー、豆とか本当に高騰しているので、そういうことも言うのも分かりますが、やはりほかのカフェ事業者さんなんかも聞くと、本当にもっと苦しいのですね。

さすがスタバさん、これ令和3年から6年のこれは加算賃料なのですが、これからすると売上高も分かります。令和3年度は約85万、令和4年度は90万、令和5年度は約92万円、令和6年度は約97万、順調に伸びています。だから、これが売上げの状況ということになります。

令和6年度の97万っていうのは、加算賃料売上げの1%を考えると、幾らになると 思いますか。9,700万、1億にも届くような売上げだというふうに思います。

こういう状況で、経営がいろいろ厳しいからみたいなことは、こちらは聞くべきではないかというふうに思います。

協議を進める中で、やはりこちらのきちんとした言い分もやっぱり向こうに説明して、交渉に当たってほしいと思います。

(2) の再質問に入ります。

今お答えいただきました。それで、カフェスペースの賃料、看板も含めると約1か月16万6,000円になるのですね。このカフェスペースの賃料プラス看板、固定看板、移動看板、いろいろあるのですけど、これはプロポーザルのときに140平米というふうに、面積140平米というふうに出していたのですけど、実質この賃料のカフェとしての面積は51.9平米で計算しているのですね。誰もが思うスタバのカフェというのは、図書館からカフェのほうを向いて看板がありますよね。あれから奥は誰もがカフェだというふうに思っていると思います。

それで、やっぱりここで、やはりプロポーザル実施要領にある面積約140平米を、この分を取るべきではないかというふうに考えますので、それについて今までどおり、今51.9平米しか取ってないのですけど、それについての考え方を、これ今後も変わらないのか、それについてお尋ねいたします。

○教育部長（矢本博士）

中央図書館のカフェスペースにおきましては、行政財産目的外使用料をいただく区域を厨房及びバックヤード部分としておりますが、これはカフェの内装工事を出店事業者の負担で行っていただいていることや、カフェスペースの座席はカフェの利用者以外も利用できる図書館の共用席としているためであり、カフェの事業者の募集の時点から出店の条件として広く公開をしていたものであります。

そのため、行政財産目的外使用料をいただく区域を見直す考えはございません。

以上であります。

○10番（山田美代子）

今のところ見直さないっていうことですね。

唯一交渉に当たっては、加算賃料の増額を投げかけているということが分かりました。

(3) の再質問に入ります。

カフェの水道光熱費についてなのですが、市長が認めたもので免除というふうになっているということなのですが、水道光熱費をずっと取ってないっていうことは分かりますけど、これは、やはりきちんと取るべきではないかというふうに思います。

皆さん本当に物価高騰、それから、もう小牧市でも下水道料金が10月から上がって、やはり実際もう手元に来た、上がっている方もお見えになります。そういう状況を考えると、やっぱり水道光熱費を取らないっていうのは、ちょっと問題ではないかというふうに思います。それについて考えをお伺いします。

○教育部長（矢本博士）

繰り返しの答弁となります、市といたしましては改めて公募をするのではなく、市と現在のカフェ事業者の双方合意の上で、引き続き出店いただけるよう交渉を行っていく考えであります。

その場合、あくまでも出店の継続という形となりますので、基本的には当初のカフェ事業者の募集の際の条件であります光熱水費は市の負担とする一方で、売上高に応じた加算賃料の御提案をいただくという条件も継続するという前提での交渉となると考えております。

確かに、電気料金などは近年値上げがされておりますが、一方では物価高騰の中、人件費や原材料費が高騰し、カフェの運営を圧迫しているという事実もあります。

いずれにいたしましても、出店の継続は双方合意が前提となりますので、市といたしましては、現在のカフェ事業者に継続して出店いただけるよう、協議を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○10番（山田美代子）

ちょっとこれは確認なのですが、建物の中にテナントとして業者が入る場合、水道料や電気料などについては分かるようにしているというふうに思うのですが、そこで、一応、水道光熱費は取ってないっていう回答なのですが、図書館としては、カフェが使用するそういう光熱費に関しては、把握をしておられてますでしょうか、お尋ねいたします。

○教育部長（矢本博士）

水道光熱費は徴収しておりませんので、その量は把握しておりません。

以上であります。

○10番（山田美代子）

これ本当に今まで把握していないってことであれば、今後、水道料金が分かる水道料、あと電気料なども分かるようにしていたほうがいいんじゃないかというふうに思います。これは意見として言っておきます。

最後の質問とさせていただきます。

今契約をしているということなので、そこで市に頑張って契約交渉を市が相手さん

方に頑張って、小牧市にとってやっぱり払っていただくものはちゃんと払っていただく。これはやっぱり市民の税金で、何かスタバさんの水道料金、電気料金払っていても、市民感情からしてちょっとどうかなっていうふうに思うのですけど、そのように市の方は考えられないのでしょうかね。

いずれにしても、契約更新においては、双方が納得できる形であれば変えられるっていうことを市長からの答弁から伺っていますので、私として、この交渉に当たって、三つちょっと提案させていただきます。

まず一つは、カフェスペースの賃料をきちんと140平米として計算していただく。

二つ目、加算賃料の1%を増率、増額する。ほかのやっぱりスタバさんがお店しているいろんなところをお聞きしても、1%は低いですっていうふうに感じております。

三つ目、この社会情勢の中、やっぱり水道光熱費をきちんと取る、いただく、これが、市長が今後契約更新のときに考えられることは、社会情勢やスタバさんの売上状況を見て総合的に判断して、その三つに関して私は交渉のテーブルでこちらが示していいのではないかというふうに思います。

全体として、最後の市のどのようにこれから臨んでいくのか、最後に改めてちょっとお伺いします。

○教育部長（矢本博士）

繰り返しの答弁となりますけど、あくまでも出店の継続という形となりますので、基本的には当初のカフェ事業者の募集の際の条件であります光熱水費は市の負担としたいと考えております。

また、カフェスペースの行政財産目的外使用料の徴収区域につきましても、同様の考え方をしております。

加算賃料につきましては、市のほうから投げかけはさせていただいております。

以上であります。

○10番（山田美代子）

繰り返しの答弁ありがとうございます。

最後に、私が提案させていただきました三つ、カフェスペースの賃料のこと、加算賃料のこと、水道光熱費のこと、市民にやっぱり説明できる、納得できる契約更新ができるることを望んでおります。

市長よろしいですか。全く分からなってっていうふうにおっしゃいましたけど、やっぱり市を背負っていっているわけだから、やっぱり税金の使い方、市民から預かった大切な税金の使われ方ということを念頭に置いて交渉に当たってほしいと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、伊藤皇士郎議員。

○1番（伊藤皇士郎）

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告をしております項目2点についてお伺いさせていただきます。

まず、質問項目1、夜間歩行者等の安全確保についてであります。

本題に入る前に、12月5日未明に小牧ラピオ前交差点において、バイクと乗用車の事故があり、一人の尊い命が失われました。この痛ましい事故に対し、心より哀悼の意を表します。

また、御遺族の皆様におかれましては、深い悲しみと心痛の中におられることお察しいいたします。このような悲劇が二度と繰り返されることのないよう、私たちは交通安全への意識を一層高めなければなりません。

さて、先日、市主催の年末特別警戒出発式の場において、山下市長から、季節の移り変わりに伴い、「夕暮れ時が早くなり、視認性の悪い時間が増えている」という点に触れ、「夜間の交通安全確保は極めて重要である」とのお言葉がありました。

この際に、教育長にも学校と連携をして、しっかりやっていきましょうということをおっしゃられていたのが非常に印象的でした。

市長のこの認識は、今まさに市民の安全を守るべき喫緊の課題として、行政が責任を持って取り組むべきであると改めて共感するところであります。

本市は、高速道路のインターチェンジや主要幹線道路に近接し、市内には広大な工業団地や大規模な物流倉庫、工場が多数立地するという地理的特性があります。このため、大型車をはじめとする事業用車両の交通量も極めて多いと感じております。全国の事故統計では、特に17時から21時の時間帯に歩行者事故が集中し、高い危険性が継続しています。

加えて、市内の中学生や高校生は部活動や習い事による夜間帰宅が多く、制服や暗い色味のコートを着ている生徒が多いことから、ドライバーに認識されにくいという問題も懸念されております。こちらは車を運転されている方なら共感していただけるのではないかなと思っております。

さらに、間もなく訪れる冬休みは、外で遊ぶ子どもが増えることに加えて、日没時間が早まることで夜間帰宅の危険性がより高まるることも想定されます。

他自治体では、多様な視認性向上策を展開しており、成果を上げている事例が複数あります。これらを参考に、小牧市においても市民の命と安全を守るため、夜間の交通安全対策を強化すべきと考えます。

つきましては、以下の点についてお答えください。

(1) 本市の人身事故の特徴について。

アとして、歩行者及び自転車事故の件数についてお伺いいたします。

イとして、事故の発生時間帯別の傾向についてお伺いいたします。

ウとして、夜間の歩行者・自転車事故に対し、本市としてどのような危険意識を持っておられるのか、御見解をお聞かせください。

(2) 本市の交通事故防止に向けた現在の取組について。

交通安全は警察や行政だけでの限界があります。こうした中で、地域・市民団体との連携状況については、どのような施策を行っているのかお伺いいたします。

(3) 本市の学生へのアプローチについて。

今まさに受験に向けて、日夜勉強に取り組んでいる学生さんたちに心より敬意を表します。塾に通っている生徒さんたちが帰宅するときには、夜遅くになることもよくあることだと思います。こうした生徒さんの頑張りが交通事故によって失われてしまうことのないように、市として取組ができるかと思います。

そこで、アとして、制服やコートが暗い色で見にくいという点を踏まえた対策についてお伺いいたします。

イとして、帰宅の遅い学生に対し、学校経由で反射材を一括配布することについてお伺いいたします。

以上で質問項目1、1回目の質問を終わります。御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について答弁を求めます。

○市民生活部次長（小川真治）

質問項目1、夜間歩行者等の安全確保について、(1) 本市の人身事故の特徴についてのア、歩行者及び自転車事故の件数についてのお尋ねであります。

本市における歩行者及び自転車事故の件数のお尋ねでありますが、小牧警察署に確認しましたところ、統計が人身事故による死傷者数となっておりますので、それぞれの件数ではなく死傷者数でお答えをさせていただきます。

令和5年の事故死傷者数は、歩行者34人、自転車180人、令和6年は歩行者45人、自転車176人、令和7年1月から10月末までは歩行者40人、自転車168人となっております。

次に、イといたしまして、発生時間帯別の傾向についてのお尋ねであります。

事故の発生時間につきましては、令和7年1月から10月末までの期間において、午

後4時から午後10時までの夕方から夜にかけての時間帯が、特に人身事故の発生が多い状況となっております。

中でも、午後4時から午後6時までの夕方の時間帯の1時間当たりの死傷者数は43人となっており、他の時間帯と比べ最も高い数値となっております。また、1時間当たりの死傷者数では、夕方に次いで午前6時から午前9時までの朝の時間帯も41.3人と高い数値となっており、学生の登下校や社会人の通勤、帰宅の時間帯に多くの交通事故が発生するといった傾向となっております。

以上であります。

○市民生活部長（落合健一）

続きまして、（1）のウ、夜間の歩行者及び自転車事故に対する本市の危険認識についてのお尋ねであります。

先ほど次長から御答弁申し上げましたとおり、本市における事故の状況としましては、通勤通学時間帯における人身事故の割合が高く、中でも子どもと高齢者的人身事故の割合が高くなっています。特に、秋から冬にかけての時期は日没が早く、視認性が低下することに加え、帰宅ラッシュなどで交通量が増加するなど、様々な危険要因が複合的に影響しているものと認識しております。

そのため、本市では、交通安全教室やイベントにおける交通安全のPRなど、様々な機会を通して市民の皆様に啓発を行っており、車を運転するときは早めのライト点灯を、歩行者は反射材を着用するなど、視認性が低下する夕暮れから夜間にかけては、特に確実な安全確認を心がけていただくよう、安全行動の徹底を呼びかけているところであります。

次に、（2）本市の交通事故を防ぐための取組について、地域や市民団体などの連携状況のお尋ねであります。

本市では、地域や市民団体などの連携は、交通安全施策を進める上で極めて重要な基盤であると考えており、これまでにも区や学区などの地域と連携した施策を進めてきたところであります。具体的には、各区から選出いただいている交通委員や地域の防犯パトロール団体、学区交通安全推進協議会などと連携し、各団体には地域の実情に即したパトロール活動の実施をお願いするとともに、市が開催します季節ごとの交通安全運動に参加、協力いただき、交通安全の啓発に努めています。

また、小学校区単位の地域協議会においても、防犯活動が中心ではありますが、青色防犯パトロールの実施や小牧警察署との合同による夜間の一斉パトロール活動などを実施していただいております。

今後も各団体と連携・協力し、実効性の高い交通事故防止対策に取り組んでまいり

ます。

次に、（3）本市の学生へのアプローチについてのア、制服やコートが暗色、暗い色で見えにくい点を踏まえた対策について及びイ、帰宅の遅い学生に対し、学校経由で反射材を一括配布することについてのお尋ねですが、アとイにつきましては関連がありますので、一括して答弁させていただきます。

本市では、お地元から申込みをいただきて実施する出前講座のメニューの一つとして交通安全教室を開催しておりますが、秋から冬にかけては、夜間などの視認性が低いことに対する対策として、明るい色の衣服を着用するよう心がけることや、反射材を配布して必ず着用するように強く呼びかけております。また、小学生については、入学の際に愛知県交通安全協会小牧支部から反射材を配布しており、小中学校で実施する交通安全教室や啓発活動では、小牧警察署と連携して夜間の交通事故防止を含め、交通安全の意識醸成を図っております。

さらに、令和6年度には市内の全ての高校を訪問し、交通と防犯に関する啓発活動を実施しており、広く市民の皆様が交通事故に遭わないよう様々な取組を進めているところであります。

しかしながら、議員御指摘の夜間における学生の交通事故防止に特化した対策は実施しておりませんので、御提案いただきました学生への反射材の配布につきましては、市内の中学校と高校を対象に学校経由で配布することを検討していきたいと考えております。

また、市外の中学校や高校に通う市内在住の中学生、高校生への反射材の配布につきましては、広報こまきなどで周知を行い、市民安全課の窓口で配布することを検討していきます。

以上です。

○1番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございます。

まず、（1）で御答弁いただいた人身事故の統計データは、まさに視認性が急激に低下する夕方の時間帯、特に午後4時から6時において、最も事故が集中しているという極めて深刻な現実が改めて浮き彫りになりました。

このデータは、本市が夜間安全対策を最優先で講じる必要があることを強く裏づけております。

また、（2）で御説明いただいた地域や市民団体との連携による啓発活動が、交通安全施策の基盤であるということ、御見解は承知いたします。

しかし、これほど深刻な事故の集中が起きている現状に鑑みると、従来の啓発活動

や一般的なパトロール活動では、特に夕暮れ時、夜間のリスクをカバーしきれていないと判断せざるを得ません。

だからこそ、この事故多発時間帯に最も道路を利用する学生の命を守るための、より具体的かつ強制力のある対策へと議論を進める必要があります。

その上で、改めて（3）アについての再質問をさせていただきます。

御答弁いただいたとおり、事故統計では午後4時から6時の夕方の時間帯に最も事故が集中しており、この時間帯の安全確保が喫緊の課題です。そこで、改めて市内の小中学校における安全指導がどのようなことが行われているのかお伺いいたします。

○教育長（中川宣芳）

令和6年度から導入いたしました中学生の新制服におきましては、実は袖口に反射材が縫いつけられておりまして、視認性が高まるような工夫がされていることを初めに申し上げたいと思います。

また、小中学校におきましては、「命を守る」という観点から交通事故防止についての指導を繰り返し行っておるところであります。

例えば、昼夜を問わず自転車利用につきまして、道路交通法の改正を踏まえ、交通ルールの遵守やヘルメット着用の徹底などについて、全校集会の場や学級活動の時間、朝の会や帰りの会の時間など、複数の機会を設定しながら、子どもたちが加害者にも被害者にもならないように指導をしておるところでございます。

以上でございます。

○1番（伊藤皇士郎）

教育長、御答弁ありがとうございます。

令和6年度から導入された新制服において、袖口に反射材を縫い付ける工夫がされているという点、また、学校現場で「命を守る」という観点から、交通安全指導を繰り返し行っていたいことについて、とても評価をしたいと思います。

しかしながら、ここで改めて整理をさせていただきます。

新制服の反射材は、今後の世代にとって有効である一方で、現在、市内には旧制服を着用して通学している生徒も多数存在しております。また、指導についても、意識啓発としては重要ですが、午後4時から6時という事故多発時間帯において、同時に視認性を高める物理的な対策としては限界があるとも言えます。

一方で、先ほどの答弁では、中学生・高校生を対象とした反射材の配布について「検討していきたい」とのお話がありました。

そこで、実施時期について再質問いたします。我々、交通安全のイベントに出ると反射たすきもらえます。今年も頂きました。今年はベルトが付いて、長さ調整ができ

る反射ベルトをいただいて、とても助かっておるのですが、これをもらえるというのが、このイベントに参加した人だけということになっております。なかなか平日の夕方にああいったイベントに参加できるというのも学生は特に難しいと思っております。なので、現在、日没時間はさらに早まり、間もなく冬休みに入るということで、部活動や外出等による夕方から夜間の移動が増える時期に入ります。

また、事故統計でも明らかなように、午後4時から6時は本市において最も事故が集中する時間帯です。

こうした状況を踏まえ、市内の中学校・高校を対象とした蛍光たすきや反射材の一括配布について、実施する時期について現在のところの考え方をお聞かせください。

○市民生活部長（落合健一）

学生への反射材の配布時期につきましては、市内の中学校及び高校と協議をさせていただき、できるだけ早期に配布できるよう検討していきたいと考えております。

以上です。

○1番（伊藤皇土郎）

御答弁ありがとうございます。

ただいまの御答弁で、学生の反射材配布については、学校と協議の上、できるだけ早期に実施する方向で検討していくとのお考えが示されました。

まずは、その点について前向きに受け止めたいと思います。

一方で、ここまで議論を通じて明らかになってきたのは、夜間や夕暮れ時の視認性低下による事故リスクは、決して学生だけに限った問題ではなく、歩行者、高齢者、自転車利用者、さらには自動車運転者を含め、市民全体に共通する課題であるという点です。

学生は、部活動や下校時間の関係で、午後4時から6時という事故多発時間帯に道路を利用する機会が多く、言わば、この問題が最も顕在化しやすい存在ですが、その安全対策は、結果として市民全体の夜間安全意識の底上げにもつながるものだと考えます。

そこで、視野を一段広げて再質問いたします。

兵庫県小野市では、夜間の交通安全や視認性向上について、特定の年代や属性に限定するのではなく、市民全体の意識づけを目的とした条例を制定し、制度的な取組が進められております。

その中では、行政、学校、地域、事業者、市民、それぞれの役割を整理し、夜間の安全確保を「特別な取組」ではなく、「市全体で当たり前に取り組む行動」として位置づけております。

本市においても、学生の対策をきっかけに、夜間の視認性向上や交通安全について、市民全体へと意識啓発を広げていく必要があるのではないか。どうでしょうか。

学生対策にとどまらず、歩行者や高齢者、自転車利用者、ドライバーも含めた市民全体を対象とした夜間安全の意識づくり、施策の体系化、制度的な位置づけについて、小牧市としてどのように考えておられるのか、御見解をお聞かせください。

○市民生活部長（落合健一）

兵庫県小野市が平成29年6月1日に施行しました「小野市夜間歩行者等の安全確保に関する条例」は、夜間の歩行者及び自転車の運転手が夜光反射材などの着用により、自らの安全確保に努めなければならないといったことを定めたもので、夜間の交通事故防止を目的に、反射材着用率の向上を図ろうとするものであります。

議員御提案の本市での条例制定につきましては、小野市における条例制定後の反射材の着用率や夜間の交通事故死傷者数の推移などの状況を確認し、また、その実効性や有効性を検討した上で判断していくことを考えております。

以上です。

○1番（伊藤皇土郎）

御答弁ありがとうございます。

条例制定などについては、兵庫県小野市における反射材着用率や事故件数の推移など、効果や実効性を十分に検証した上で判断していくという、本市の慎重な姿勢は理解いたしました。

一方で、ここで強調しておきたいのは、条例の検討や制度設計には一定の時間を要する一方、市民の命を守る現場は待ってはくれないという現実です。

とりわけ、間もなく冬休みに入るこの時期は、日没時間がさらに早まる中で、学生や高齢者をはじめとした歩行者が、夕方から夜間に道路を利用する機会が増えることが想定されます。また、本市の事故統計においても、午後4時から6時が最も事故の多い時間帯であることは既に明らかになっております。

そこで、短期的な対応について再質問いたします。

条例制定の可否を検討する中長期的な議論とは別に、冬休み前、あるいは冬休み期間中に、夜間の視認性向上や反射材着用の重要性について、市民、とりわけ学生やその保護者に対し、どのような手法で、どのようなタイミングで周知・啓発を行っていくのか、現時点で考えている具体的な取組があれば教えてください。

○市民生活部長（落合健一）

間もなく冬休みということですが、夜間歩行者などの安全確保のため、市の公式LINEなど、各種SNSを活用し、夜間の歩行時には明るい色彩の服装を着用

するとともに、反射材を活用するよう広く啓発を行ってまいります。

また、子どもや高齢者などについては、関係部署などと連携・調整をして、夜間の安全確保に関する周知啓発を行ってまいります。

○1番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございます。市公式LINEなどを活用して、夜間の服装や反射材の重要性について広く啓発していくという方針、また、子どもや高齢者について、関係部署と連携して周知を行っていくという点について、ぜひ、実効性のある進め方をお願いいたします。

その上で、特に要望として申し上げたいのが、保護者へのアプローチです。

夜間の安全確保、とりわけ子どもの服装や持ち物について、最終的に判断するのは保護者であるケースが多く、子ども本人への啓発に加えて、「保護者がなぜ危険なのか」「どの程度見にくいか」を実感していただく、理解していただくことが非常に重要だと考えます。

ここで御提案としては、前回の一般質問でも取り上げましたが、短時間で直感的に理解できるショート動画ですね。ショート動画を保護者世代に作っていただき、そちらを活用してください。保護者世代にとっても非常に有効な手段であると考えます。

夜間の見え方の違いや反射材の有無による視認性の差などを可視化した動画を活用し、保護者向けにも積極的な周知・啓発を行っていただくことを強く要望いたします。

その流れを踏まえまして、次に、体験型の取組についてお伺いいたします。

鹿児島県では、実際の夜間環境の中で、反射材の視認効果や夜間運転時の危険性を体験的に学ぶ「夜間体験型安全教室」が実施されています。

本市においても、夜間事故が多発している現状や、学生・高齢者を含めた市民全体の夜間安全意識の向上を図るために、鹿児島県のような夜間体験型の交通安全教室を導入する意義は大きいと考えます。

夜間体験型安全教室を実施することについて、本市としてのお考えをお聞かせください。

○市民生活部長（落合健一）

鹿児島県で実施されている夜間体験型安全教室「ナイトスクール」では、鹿児島県警や自動車学校、自動車販売店などの協力の下、夜間での反射素材の視認効果の検証や、夜間運転時の危険や注意点の解説など、夜間歩行者などの安全確保に特化した教育が実施しております。

本市といたしましても、反射材の着用による視認性の向上や、自動車運転手の夜間走行における危険予知や事故回避力の向上などは、歩行者や自転車、子どもや高齢者

を夜間の交通事故リスクから守る有効な手段であると認識しておりますので、議員から御提案のありました鹿児島県などの取組を参考にして、今後、小牧警察署とも協議しながら、子どもから高齢者まで参加できる教室の開催を検討してまいりたいと考えております。

○1番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございます。

ただいまの答弁により、鹿児島県における夜間体験型安全教室の取組内容、そして、本市としても、反射材の視認性向上や、自動車運転手の夜間走行時における危険予知、事故回避力の向上が夜間の交通事故リスクを下げる上で有効であるとの認識をお示しいただきました。また、小牧警察署と協議しながら、子どもから高齢者まで参加できる形で夜間体験型の教室開催を検討していくとの御答弁は、本市が夜間の交通安全を市民全体の課題として捉えている姿勢の表れとして、前向きに評価したいと思います。

その上で、要望を1点申し上げます。

夜間における安全意識の形成という点では、特に子どもの頃から「夜は見えにくい」「反射材があると見え方が大きく変わる」ということを、体験として理解することが極めて重要であると考えます。ぜひ、幅広い世代を対象とした教室に加えて、小学生や中学生とその保護者が一緒に参加できるような、子どもに特化した会を段階的に開催することも今後の検討の中に加えていただければなと思います。

最後に、これまでの議論を踏まえた上で、市長のほうから安全意識に対して日々会議の後とかおっしゃられておりますが、ぜひ、今後の見解についてお伺いできればと思います。お願いします。

○市長（山下史守朗）

保護者の安全確保ということで、交通安全対策についていろいろと他市の事例などを踏まえて御質問いただきました。

この交通事故というのは、非常に悲惨なものだということでありまして、朝、元気に出社したり、登校したりといった家族がそのまま帰らぬ人になるということで、ある日突然、そうした不幸が御本人はもとより家族にも訪れるということありますし、これ事故に遭った方も、また事故を起こした方も非常に不幸だということで、この交通事故を撲滅していくべきやいけないという強い思いがあるところでございます。とはいえ、残念ながら毎年のように全国で多くの交通事故による死者が出ているという現状、大変憂慮すべき状況だというふうに思っております。

小牧市としても、過去50年振り返っても、交通死亡事故がなかった年というのは確か1年だけというような状況でありまして、残念ながら交通死亡事故が毎年発生して

いる状況でございます。今年も残念ながらお二人亡くなられている状況でこの年末を迎えております。お一人だったのが今月に入って、小牧市の中心部で夜間に死亡事故が発生をしているところでございまして、大変残念に思っております。被害者の方には心から御冥福をお祈り申し上げるところでございます。

飲酒運転という、この年末には、あれだけ啓発しても、そうしたことが後を絶たないところでありますので、しっかりと呼びかけをしたいということありますし、これは、やはり年末、日暮れが早くなってくる、今、伊藤議員からもお話ありましたように、視認性が大きく低下するものですから、非常に注意を要するところであります。歩行者やドライバーの方はもとより、早めのライト点灯など注意して運転をお願いしているわけでありますが、歩行者や自転車などについては、やはり視認性の確保、自らの身は自ら守るという観点で、反射材などを活用していただいて防衛策をしっかりと講じていただきたいということを思っているところでございます。

市としても、いろんな啓発に取り組んでいます。反射材の活用などについても御提案いただきました。また、事あるごとに、これ最終的にはいつも申し上げるのですけれども、人の注意力によるところが非常に大きいというのが現実でありますので、ドライバー、そして歩行者、自転車、全ての皆様方がしっかりと交通ルールを守ることはもとより、注力を欠かさないように、常に安全を確保していただくということについて啓発を続けていきたいというふうに思っております。

年末、ぜひ、これ以上事故を出さないように気をつけていただいて、皆さんにお過ごしいただいて、市民そろって輝かしい令和8年の新春を迎えることができるよう、これから願うところでございます。よろしくお願ひいたします。

○1番（伊藤皇士郎）

市長、突然の振りでしたがありがとうございます。市長の口からも自らの命は自らで守るということです。市民の意識啓発は今後も市として取り組んでいただけるという力強い言葉ありがとうございます。

本日の質疑を通じて、本市における夜間歩行者等の安全確保は、事故統計に裏づけられた喫緊の課題であると同時に、啓発、配布、指導、体験、制度検討といった多層的な取組を組み合わせて進めていくべきテーマであるということが明確になりました。

冬休みを控え、夕暮れから夜間にかけての事故リスクが高まる今こそ、できる対策から着実に積み重ねていただき、将来的には市民一人一人が夜間の安全を自分事として考えるまち・小牧市となるような取組へと発展していくことを期待いたします。

以上で質問項目1の質問を終わります。

続きまして、質問項目2、成果連動型民間委託契約方式、いわゆるPFSの導入に

についてお伺いいたします。

以降、PFSと略称をさせていただきます。

PFSは、行政が従来のように事業内容や手法を細かく指定するのではなく、行政が達成すべき「成果指標」をあらかじめ設定し、その成果の達成度に応じて委託費を支払う契約方式です。

これにより、事業の手法やプロセスについては、民間事業者の創意工夫に委ね、より効果的、効率的な行政サービスの実現を図ることを目的としています。

国が策定した「成果連動型民間委託契約方式ガイドライン」においても、PFSは、行政単独では解決が難しい、複雑化・多様化する社会課題に対応するための有効な官民連携手法として位置づけられており、民間のノウハウや専門性を最大限に引き出す手法として、自治体に対し導入が強く推奨されております。

こうした点を踏まえ、小牧市として、PFSをどのように位置づけ、今後の公契約や官民連携の中に活用していく余地があるものなのかを確認したいと思います。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

(1) 本市の現状について。

本市のPFSの導入状況についてお伺いいたします。

(2) PFSの認識について。

国のガイドラインでは、PFSのメリットとして、民間事業者の創意工夫の発揮、事業効果の可視化などが示されております。

そこで、アとして、これらの点を踏まえ、本市としてはPFSを導入することでどのような効果が期待できるのかをお伺いいたします。

一方で、成果指標の設定の難しさなど、PFS特有の課題やデメリットも指摘されております。そこで、イとして、こうした点について、本市ではどのような課題意識を持たれているのか認識をお伺いいたします。

以上、質問項目2、1回目の質問とさせていただきます。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目2について答弁を求めます。

○市長公室次長（宇野嘉高）

質問項目2、成果連動型民間委託契約方式（PFS）の導入について。

(1) 本市の状況について。

本市の導入状況についてであります。

成果連動型民間委託契約方式（以下PFSと言います）は、行政が達成すべき成果

指標を明確に定め、その達成度に応じて対価を支払うもので、複雑化する社会課題に対し、民間の創意工夫を引き出すことができる手法であります。

お尋ねの本市でのPFS事業の導入状況につきましては、これまでのところ該当する事業の導入実績はございません。

なお、内閣府が取りまとめている地方公共団体におけるPFS事業の実施状況調査によれば、令和6年度末時点で全1,788地方公共団体のうち、151団体で実施されており、割合としては1割未満という状況であります。

○市長公室長（入江慎介）

それでは、続きまして、ア、PFSを導入することによりどのような効果が期待できるかについてであります。

PFSの導入により期待される効果としましては、まず、解決すべき社会的課題を明確化し、客観的指標により成果見える化することで、関係者の理解や協力が進み、課題設定から評価手法までを事前に合意することで目標と手段が共有され、事業の納得性が高まります。

また、PFSは事業者にとって事業実施の裁量が大きくなり、成果連動支払いのインセンティブがありますので、事業者のノウハウや技術革新が活用され、事業の有効性や効率性が向上し、現場での迅速な改善行動や最新技術の導入により成果に直結しやすくなります。

さらに、事業の成果と支払額が連動することで、財源の有効活用に係る説明責任が果たしやすくなり、成果と支出の関係が明確になるため、市民や議会への説明の透明性が高まり、行政への信頼性向上にもつながります。

リスク管理の面から見ても、PFSは成果が一定水準に達した場合に支払う仕組みとなっており、成果が出なければ支払いは減るため、市と事業者側でリスクを分散できるとともに、安定的な財政運営にもつながることが期待できます。

以上のように、PFS方式は、一般的な委託方式と比べて、民間の創意工夫を引き出ししつつ、成果の可視化・説明責任・リスク分担などを組み合わせることで、社会課題をより効果的かつ効率的に解決する取組であると考えております。

次に、イ、PFSの課題をどのように考えているかについてであります。

PFSの導入における課題としましては、事業の選定と成果指標の設定が難しいことが挙げられます。PFSは成果に基づいて支払いを行うため、適切な成果指標を設定する必要がありますが、事業活動と成果の因果関係を科学的に証明するエビデンスが不足している分野では効果を数値化して説明することが難しい状況にあります。

また、民間事業者の確保が難しいという課題もあります。PFSでは、民間事業者

を巻き込む必要がありますが、小規模な自治体や事業分野によっては参入者が少なく、事業が進みにくい状況にあります。

そして、測定・検証の体制整備が難しい点も挙げられます。成果を公正に図るためのデータ整備や継続的なモニタリング、第三者評価の仕組みが確立しておらず、成果が未達成のときのリスク分担なども導入実績が少ないとから明確化しにくい状況にあります。

以上のように、PFSの導入に当たっては、費用対効果と公平性を確保できる範囲で、対象分野を絞り込むなど慎重に検討する必要があると考えております。

以上です。

○1番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございます。

本市において、現時点ではPFSの実績はなく、また、全国的にも令和6年度末時点で151団体にとどまっている現状について理解いたしました。

一方で、PFSは国において有効な官民連携手法として位置づけられており、その導入状況を把握する際には、全国平均だけではなく、地理的・行政規模的に近い自治体の事例を参考することが、今後の検討において重要であると考えます。

そこで再質問いたします。

愛知県内において、PFSを導入している自治体は現時点でどの程度存在しているのか。また、把握されている範囲で、その事業分野や実施形態の概要についてお聞きいたします。よろしくお願ひいたします。

○市長公室長（入江慎介）

愛知県内におけるPFS事業の導入団体につきましては、内閣府が紹介している事例として豊田市と名古屋市がございます。

豊田市では、「ずっと元気！プロジェクト」として、高齢者の社会参加の機会や社会活動量の増加を図ることにより、介護リスクの低減を目指す「介護予防事業」を行っております。

また、名古屋市では「環境配慮型行動促進モデル事業」として、一般世帯を対象にナッジ手法の活用やエネルギー使用量の「見える化」により、各世帯の生活スタイルに応じた電気使用量削減の提案を行う「省エネ支援事業」を行っております。

省エネ行動を実践した世帯の割合や、その行動が習慣化した世帯の割合などを成果指標として設定し、これらの達成度に応じて支払いが行われる仕組みとなっているものであります。

以上であります。

○1番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございます。

愛知県内においては、豊田市による介護予防分野、名古屋市による省エネ支援分野といった、明確な成果指標を設定できる分野において、PFS事業が既に導入され、実践されていることが確認できました。

また、私自身のほうで、内閣府成果連動型事業推進室に問合せを行い、PFSの先進事例についての資料を頂きました。

その中には、弘前市における健康・介護予防分野や湯梨浜町における医療費・介護給付費の適正化、さらには住民の行動変容を促す取組など、いずれの自治体においても成果を定量的に測定しやすく、中長期的な社会的効果が見込める分野でPFSが活用されているという共通点があると受け止めております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

本市においても、健康づくり・介護分野などといった成果指標を設定しやすく、効果検証が可能と考えられる分野の中で、PFSによる効果が特に期待できる分野を、本市としてどのように考えいらっしゃるか、お考えをお伺いいたします。

○市長公室長（入江慎介）

PFS事業は民間事業者の有する新しい技術やノウハウを活用することで、事業の効果的、効率的な実施が期待できるものでありますので、様々な分野での導入が考えられるところですが、国が定めているアクションプランでは、医療、健康、介護、再犯防止の3分野を重点分野として、普及促進に向けた取組を進めているというところであります。

以上です。

○1番（伊藤皇士郎）

ありがとうございます。

ただいまの答弁により、成果連動型民間委託契約方式、PFSが民間事業者の新しい技術やノウハウを活用することで、事業をより効果的かつ効率的に実施できる可能性を持つ手法であるという点について、本市としても一定の認識をお持ちであるということを確認いたしました。

また、国のアクションプランにおいて、「医療・健康」「介護」「再犯防止」の3分野が重点分野とされ、PFSの普及促進が図られているという点は、いずれも中長期的な社会的コストの抑制や成果の見える化が比較的行いやすい分野であり、国としても戦略的に位置づけていることの表れであると受け止めております。

本市においては、現時点ではPFSの導入実績はないものの、県内では豊田市や名

古屋市が既に取組を進めており、また、内閣府の事例でもあるように、決して特別な自治体だけが実施できる手法ではなく、分野を絞り、小規模から始めることで、導入の可能性が広がる制度であることも本日の質疑を通じて共有できたのではないかなど思います。

PFSは全ての事業に適用すべき手法ではありませんが、一方で、成果を重視する行政運営や民間との新たな協働の形を模索する上では、今後避けて通れない選択肢の一つでもあります。

ぜひ今後は、国の重点分野や先進自治体の事例も参考にしながら、小牧市の実情に即した分野において、成果運動型という考え方をどのように活用できるのか、継続的に検討を重ねていただくことを期待いたします。

以上で、質問項目2、PFSの導入について質問を終わります。

全ての質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

次に、大上利幸議員。

○5番（大上利幸）

それでは、質問に入ります。

質問項目1、小牧オアシスについて。

小牧オアシスは、2018年10月に篠岡地区区長会より要望書が提出され、小牧市が検討を開始し、その後、株式会社オアシス小牧が事業主体となり、2021年10月に都市計画法の開発行為が許可され、事業に着工されました。

当初の2023年後半の開業予定を多くの東部市民が心待ちにしていましたが、開業予定を延長され、その後、東部市民センターでの説明会では、2025年秋の開業予定が伝えられ、再度多くの東部市民が期待していましたが、残念ながら開業されてない状況です。

市民からの問合せも多く、市に私も聞いても民間事業なので把握していないという答えが返ってきますが、市民の関心と期待も大きい事業であるため、民間事業でありますが、市もしっかりと進捗を確認する必要があると感じております。

（1）開業予定について。

ア、市が把握している開業予定が何度も延期されている理由を伺います。

イ、市が把握している開業予定時期を伺います。

ウ、市が把握している開業までの建設スケジュールを伺います。

○議長（舟橋秀和）

質問項目1について答弁を求めます。

○建設部次長（矢澤浩司）

それでは、質問項目1、小牧オアシスについて。

（1）開業予定について。

ア、市が把握している開業予定が何度も延期されている理由についてのお尋ねであります。

小牧オアシス事業につきましては、大草地内、市民四季の森の東で進められている市の事業ではない民間事業による中央自動車道との連結も含めました市街化調整区域内の大規模開発でございます。

本市といたしましては、開発事業者である株式会社オアシス小牧より、都市計画法第29条による開発行為の許可申請書が提出され、令和3年10月19日付けで許可をしております。

許可の内容でございますが、開発区域の面積は約26ヘクタール、予定建築物の用途は、都市計画法第4条第11項に規定する第二種特定工作物として、遊園地や運動レジャー施設及び都市計画法第34条第9号に規定する高速道路の沿道サービス施設として、休憩所や給油所などの複合的な施設となってございます。

本事業は、あくまでも民間開発事業であるため、本市として開業予定について詳細に把握していないことから、開発行為の工事完了予定日及びその理由でお答えをさせていただきます。

当初申請では、工事完了予定日は令和5年10月31日とされておりましたが、これまでに4回変更されております。

1回目は、令和5年2月16日付け開発行為変更許可において、造成計画、道路計画及び建物計画等の変更に伴い、工事完了予定日を5か月延期しまして令和6年3月31日としました。

2回目は、令和5年11月15日付けで、工程の見直しを理由に6か月延期し、令和6年9月30日とする変更届が提出されております。

3回目は、令和6年12月27日付け開発行為変更許可において、工事施工者及び設計者の変更に伴い、13か月延期し、令和7年10月31日とされました。

4回目は、令和7年10月29日付けで、工事施工者の変更に伴う設計及び施工内容の再検討を理由に17か月延期し、令和9年3月31日とする変更届が提出されております。

次に、イとしまして、市が把握している開業予定時期、ウとしまして、市が把握している開業までの建設スケジュールにつきましてのお尋ねでございます。

イとウにつきましては関連がございますので、一括して答弁とさせていただきます。さきにお答えしましたとおり、小牧オアシス事業は民間事業でありますので、事業

者である株式会社オアシス小牧に確認をしたところ、現時点では沿道サービス施設とスマートインターチェンジを先行して令和9年3月31日までに開業予定との回答がございました。

また、その際、今後、高速道路との接続の兼ね合いもあり、国土交通省や中日本高速道路株式会社等の関係機関と詳細な調整をしていくとも伺っております。

以上でございます。

○5番（大上利幸）

開発行為がトータルで先ほどの期間を聞くと3年5か月、かつ4回も延期されていると思いますが、小牧市において過去に開発行為がこのように延期された実績はあるかどうかをお聞きしたいと思います。

○建設部次長（矢澤浩司）

令和5年4月1日から令和7年11月30日までの開発行為における新規許可案件の実績でお答えをさせていただきます。

この間の許可件数は合計71件であります。そのうち変更届又は変更許可申請書により、工事完了予定日が延期されたものは15件あり、その中で1件のみ2回延期されております。

以上でございます。

○5番（大上利幸）

10月28日の読売新聞の記事では、小牧オアシス凍結状態、資材高騰、工事止まる、業者と契約トラブルもとの見出いで、それと、その内容に東部市民の多くが落胆をしております。

この記事によると、資金調達が困難となった原因で、工事が今年9月から事実上ストップしていると書かれています。

開発当初、開発行為の許可時に事業や企業の審査は実施していると思いますが、特に申請者の資力ですね、資金力、資金計画の審査において、私はこれは問題があったのではないかなどというふうに思います、どのようにお考えでしょうか。

○建設部長（堀場　武）

御質問の開発許可申請における審査というのは、建物の建築工事や施設の運営なども含めた事業全体の審査や企業の審査ではなく、あくまで申請された開発工事の内容が都市計画法に規定する「造成や排水計画などの技術基準」や「市街化調整区域内における立地基準」に適合するか確認することあります。

詳細につきましては、都市計画法第33条及び第34条に規定されており、中でも、自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為のうち、

その規模が 1 ヘクタール以上となる場合については、「申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があること」、また、「工事施工者に当該開発行為に関する工事を完成させるために必要な能力があること」の確認が加わります。

その具体的な確認方法であります、「申請者の資力及び信用」については、資金計画書により当該開発行為の施行に関する収支を過当に見積もっていないか、また、納税証明書により税の滞納がないかなどを確認しております。

次に、「工事施工者の能力」につきましては、当該開発行為の難易度、過去の事業実績等を勘案し、施行能力の有無の判断をするために、法人の登記事項証明書、建設業の許可書、過去の造成工事等の施行履歴の申告等により確認をいたしております。

○5番（大上利幸）

小牧オアシスは、用地取得から施設建設、道路整備まで完全に民間で行う全国初の取組事業であったため、申請当初に企業の資力や事業性を外部の専門家の力を借りてでも私は検証する必要があったのではないかなどと考えます。

全国では、現在問題になっている「みんなの大家さん成田」のような事業者が、小牧市で開発許可申請する可能性も考えられますので、今後は検討していただきたいというふうに思います。

市と同様に篠岡地区区長会へも令和 9 年 3 月 31 日までに開業すると伝えられていますので期待したいと思いますが、これまでの進捗から予想すると、今後も延期になる可能性があるのではないかなどと考えます。

民間事業ではありますが、東部市民の期待も大きく、市もしっかりと事業者へ進捗状況を確認していただきたいと思います。市民からは我々議員が一番問合せの対象になるのですが、どうなっているのかということを聞かれたりしますので、我々地元議員と、そして篠岡地区区長会にも情報共有をしていただきたいということをお伝えして、質問項目 1 を終わります。

続いて、質問項目 2 です。

篠岡地区の学校再編について。

篠岡地区の学校再編に関して、通学する校舎に変更がない保護者からは賛成の意見を多くいただいております。

しかし、通学する校舎が変更になる児童生徒とその保護者からは反対の意見を多くいただいており、十分な合意形成ができないと感じています。

（1）合意形成について。

ア、令和 7 年 7 月実施の学校再編についてどう感じるかのアンケートに関して、通学する校舎が変更になる児童生徒限定の集計結果を伺います。

イ、その児童生徒の不安や心配の声は払拭されたのかを伺います。

ウ、通学する校舎が変更になる保護者等への説明会や意見交換の実施回数を伺います。

エ、通学する校舎が変更になる保護者等との合意形成は、何パーセントできていたのかをお伺いします。

○議長（舟橋秀和）

質問項目2について答弁を求めます。

○教育部長（矢本博士）

それでは質問項目2、篠岡地区の学校再編について。

（1）合意形成について。

アとして、令和7年7月実施の「学校再編についてどう感じるか？」のアンケートに関して、通学する校舎が変更になる児童生徒限定の集計結果についてのお尋ねであります。

学校再編計画の策定に当たっての参考とするため、7月に実施をいたしましたアンケート調査では、「自分の学校が他の学校と一緒になるとしたらどう感じるか」との設問に対して、全体では、楽しみだと答えた児童生徒の割合が24.3%、心配や不安を感じている児童生徒の割合は59.8%がありました。

一方、学校再編において、通学する校舎が変更になる児童生徒限定の集計結果といたしましては、楽しみだと答えた児童生徒の割合は18.9%、心配や不安を感じている児童生徒の割合は67.4%であり、学校再編に対して心配や不安を感じている児童生徒の割合が増える傾向にありました。

こうしたアンケート調査の結果なども踏まえ、学校再編に対して、心配や不安を抱えている児童生徒に対しましては、心の不安等に寄り添った対応をしていく必要があると考えております。

以上であります。

○教育長（中川宣芳）

続きまして、イ、その児童生徒の不安や心配の声は払拭されたのかというお尋ねでございます。

学校再編における児童生徒の不安や心配を少しでも軽減していく上で、学校間における交流事業などが有効的な取組であると考えておるところであります。

例えば、11月27日に陶小学校と桃ヶ丘小学校及び大城小学校の1年生が桃花台第2公園におきまして一緒に交流をする事業が行われました。

実際に交流事業に参加した大城小学校の児童からは、「桃ヶ丘小・陶小の友達と遊

べて楽しかった。また遊びたい。」といった感想が出されたと聞いておるところであります。

もちろん、これらは一例であります、現在、篠岡小学校や光ヶ丘小学校におきましても、事前の交流事業などを企画検討しているところでありますので、今後も継続して、少しでも子どもたちの不安を和らげられるよう、学校と連携して取組を進めていきたいと考えております。

次に、ウ、通学する校舎が変更になる保護者等への説明会や意見交換の実施回数についてであります。

通学する校舎が変更になる保護者等への説明会や意見交換会の実績でありますが、大城小学校区の城山三丁目、四丁目につきましては、通学区域に関してアンケートを実施するため、そのための説明会を7月に2回実施をし、陶小学校区ではPTAからの要望により、陶小学校で意見交換会を10月に1回実施いたしました。

これまで、篠岡地区の学校再編計画については、通学する校舎が変更となる学校か、そうでないかにかかわらず、保護者と意見交換会や住民説明会などを行う中で、地域の皆様の御意見をお聞きしながら進めてまいりました。

それは、この学校再編は、単なる学校の統廃合を目的としたものではなく、子どもたちや地域にとって望ましい学校を新たに創っていくことを目的としたものであるからであります。

市といたしましては、通学する校舎が変更となる学校か、そうでない学校かにかかわらず、地域が一体となって新しい学校をつくっていく機運を醸成し、理解を得られるよう努力していきたいと考えております。

続いて、エ、通学する校舎が変更になる保護者等との合意形成はできているのかとのお尋ねでございます。

本定例会におきまして、猪飼議員の一般質問でお答えしたとおり、これまで「学校を考える会」や「保護者等との意見交換会」などを通しまして、本市の学校を取り巻く現状と課題につきまして丁寧に説明を行い、児童生徒数の減少が特に顕著である篠岡地区においては、子どもたちのよりよい教育環境を目指していく上で、学校再編は避けては通れない状況にあることについては、多くの皆様に御理解をいただいているものと考えております。

その上で、具体的な再編時期やスクールバスの運行、子どもたちの心のケアなどに關し、御心配の意見をいただいているものと認識しておるところであります。

特に、こうした御心配の意見は、本市では初めてとなる学校再編という今まで経験したことのない状況の中で、子どもの教育環境への変化に対して、市や学校がしっか

り対応できるか、または、子どもや保護者が問題なく対応できるかどうかといった不安から来ているところが大きいのではないかと考えています。

そのため、市教育委員会といたしましては、令和9年度の学校再編に向けて、万全の体制が整うよう、スクールバスの運行などに関する検討のほかにも、学校と連携しながら、学校再編後の学校運営の方針や学用品の取扱いなど、様々なルールなどにつきましても整理を進めているところであります。

また、こうした情報につきましては、決定し次第、できるだけ速やかに保護者をはじめ地域の皆様にもお知らせをし、こうした不安の解消に努めていきたいと考えておる次第であります。

以上であります。

○5番（大上利幸）

まず、イの質問ですが、この質問は不安や心配の声は払拭されたかという私の問いです。取組の説明と一部の声の答弁で、明確に答えていただけないので再度お聞きしますが、不安や心配は払拭されたのかどうかを伺います。

○教育長（中川宣芳）

児童生徒の不安や心配についてでございますが、学校再編というこれまで経験したことのない環境が大きく変わることに対する不安や心配であると分析しております。現段階では改めてその状況について確認をすることは行っておりませんが、少しでも子どもたちの不安を和らげられるよう、学校と連携をして事前の交流事業などの取組を進めたいと考えております。

また、教員が中心となって学校全体で子どもたちの様子を注意深く見守り、寄り添った対応に努めるとともに、教育委員会としましてもしっかりとサポートしていきたいと考えておる次第です。

以上です。

○5番（大上利幸）

このイに関しては、もう一度児童生徒へアンケートを実施していただきたいと思います。最初に聞いていますので、その後に、これまで児童生徒への説明や取組でどのように変わって、不安や心配がなくなったのか確認するためにはアンケートを実施する必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○教育長（中川宣芳）

現段階におきましては、改めてアンケート調査を実施するのではなくて、少しでも子どもたちの不安を和らげられるように、学校と事前の交流事業などを取り組んで進めていくことが肝要であるということを考えておりますので、その事前の交流事業に

について計画的に今後も進めていきたいということを考えております。

以上です。

○5番（大上利幸）

これは最初に数字を取っているので、どうなったかを数字を取るということは非常に重要だと思います。児童生徒の不安や心配が払拭できている自信がないのでしょうかね。不安、こっちこそ不安に思ってしまいます。払拭できた目安としては、楽しみだと感じる声が18.9%からスタートですので、これがぜひ80%になっていっていただきたいなと思います。

そして、心配や不安の声は67.4%、これは20%以下になる必要があるというふうに思います。

続いて、エの質問も保護者との合意形成が何パーセントできたかの質問です。これも、これまでの取組とこれからの取組の答弁で明確な答えをいただけてないので、再度合意形成が何パーセントできたのかを伺います。

○教育長（中川宣芳）

市といたしましては、改めてアンケート調査の実施は考えておりませんが、これまで本市の学校を取り巻く現状と課題について丁寧に説明を行い、児童生徒数の減少が特に顕著である篠岡地区におきまして、子どもたちのよりよい教育環境を目指していく上で、学校再編は避けては通れない状況にあることは多くの皆様に御理解をいただいているものと考えております。

その上で、スクールバスや子どもたちのケアなどに関しまして、様々な御意見や要望をいただいておりますが、それは子どもたちの教育環境をよりよいものにしたいというポジティブな改善提案であるものと受け止めておりまして、できることについては、対応を検討していきたいと考えておる次第です。

○5番（大上利幸）

これもアンケート今やらないということだったのですが、本当に自信がないのかなというふうに思います。

こちらの目安としても、合意形成として今回学校再編に納得したかが、これは80%は必要ではないかなというふうに思います。

教育委員会の業務もP D C Aで進められているはずです。

PとDは今やられています。チェックが必要なのではないでしょうか。このチェックをするためにはやっぱりアンケートなのですよ。数字でしっかりと子どもたちの声、保護者の声を聴かなきやいけないというふうに思います。このアンケート結果で数字が低い場合は、やっぱりこれまでの取組ですね、説明であったり、説明会のやり方で

あたり、そういうことに問題があるというふうに思いますので、Aであるアクション、改善を取り組んでいただきて、新たな取組をしていただきたいというふうに思います。

篠岡地区の学校再編に教育委員会の担当の職員が多く携わっています。その職員も一生懸命やっているので、自分たちの取組の成果がどうなったか、ぜひ調べたい、知りたいんじゃないでしょうかね。私だったら、私がその職員だったら絶対知りたいなと思います。

児童生徒と保護者へのアンケートを実施して、結果として80%の数字が確認できて、初めて再編計画を進めることができるのでないでしょうか。その確認ができないのに令和9年4月に再編をするのは、私は問題があるということをお伝えして、質問項目2を終わります。

それでは、続いて質問項目3、国民健康保険について。

小牧市では、令和4年9月1日から18年度末まで入院・通院ともに医療費無料を実施しております。子育て支援策として本当にすばらしい取組だと感じており、多くの保護者から感謝の声を聞いております。

しかし、国民健康保険の子育て世代からは、窓口の支払いは無料だけど、子ども1人につき均等割4万100円がかかるから無料じゃないですよね、子ども1人につき4万100円払えば追加の医療費が無料になるサブスクなど、他の保険制度では子ども1人につき4万100円かからないですよね、国民健康保険の子育て世代は罰を受けているのと厳しい声をいただいております。

(1) 子どもの均等割額負担について。

ア、国民健康保険の子育て世代だけ子ども1人につき4万100円の均等割額負担がある現状への見解を伺います。

イ、未就学児を除く18歳年度末まで均等割額の全額免除や減免を実施している自治体を伺います。

(2) 現状の課題について。

協会けんぽ、組合健保、共済組合と比較して、市町村国民健康保険の加入者負担の課題を伺います。

(3) 今後の取組について。

加入者の負担軽減へ向けた取組を伺います。

○議長（舟橋秀和）

質問項目3について答弁を求めます。

○福祉部長（江口幸全）

質問項目の3、国民健康保険について。

(1) 子どもの均等割額負担について。

ア、国民健康保険の子育て世代だけ子ども1人につき4万100円の均等割額負担がある現状への見解についてであります。

企業にお勤めの方など、事業主に雇われて働く方とその家族が加入する医療保険、被用者保険ですが、につきましては、保険料は主に加入者の給与や賞与の額に応じて決まり、その保険料を事業主と加入者がおおむね折半して、労使折半で負担する仕組みと認識しております。

一方、国民健康保険は、被用者保険や後期高齢者医療制度に加入していない自営業の方、農業・漁業に従事されている方、パート・アルバイトで一定の条件に満たない方、退職後に職場の健康保険をやめられた方など、多様な方々を支える医療保険制度であります。

国民健康保険には、被用者保険のような「扶養」という制度がありませんので、一人一人が個別に被保険者として加入していただくため、世帯員に18歳未満のお子さんがいる場合については、そのお子さんにも均等割がかかる仕組みとなっております。

制度の違いはありますが、どちらも国民皆保険制度を支える大切な柱となっております。

制度の性質上、国民健康保険は、子どもの多い世帯ほど国民健康保険税の負担が重くなるという課題がありましたので、こうした課題も踏まえ、令和4年度から全国一律の制度として、未就学児に係る均等割の5割軽減が実施されていると理解しております。

○福祉部次長（山本格史）

次に、イの未就学児を除く18歳年度末までの均等割額の全額免除や減免を実施している自治体でございます。

愛知県内では、大府市が18歳年度末までの均等割を9割減免、稻沢市及び設楽町が18歳年度末までの均等割を5割減免していると把握しております。

○福祉部長（江口幸全）

続きまして、（2）現状の課題について。

協会けんぽ、組合健保、共済組合と比較して、市町村国民健康保険の加入者負担の課題についてであります。

国民健康保険については、無職の方、年金受給者や非正規雇用の方など、不安定な所得状況にある方や比較的所得水準の低い方の割合が高いことから、1人当たりの医療費が高くなる一方で、所得に比して保険税が重くなりやすいという構造的な課題を

抱えていると認識しております。

続きまして、（3）今後の取組について。

加入者の負担軽減に向けた取組についてであります。

本市では、国の制度に基づいて、所得の低い世帯の均等割の軽減、また、未就学児の均等割の軽減を実施しております。

加えて、全国市長会を通して、子どもに係る均等割保険税を軽減する支援制度の創設を要望しており、本年も子どもに係る均等割のさらなる軽減について国に対して要望しているところであります。

こうした中、国は、未就学児の保険料の軽減措置を「高校生年代」まで拡大する方針を示したところであります。

今後は国の動向等を注視するとともに、引き続き負担軽減に資する取組などについて、国等へ要望するなどしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○5番（大上利幸）

それでは、次の質問に入ります。

令和5年度の平均所得460万でちょっとお答えいただきたいんですが、4人家族の世帯で、夫婦どちらかが扶養、小学生2人での家族で、小牧市の国保、協会けんぽ、組合健保、共済組合、それぞれ保険料の負担額が幾らになるか教えてください。

○福祉部長（江口幸全）

子どもがおられる4人家族の保険の負担額ということでの質問でございます。

負担額につきましては、年間の収入が460万円の世帯、それから保険料率等につきましては、直近のものを使用した年額でお答えをさせていただきます。

また、あくまで、いずれも概算額のお答えとなりますので、小牧市国民健康保険と愛知県市町村共済組合の概算の負担額でお答えをさせていただきます。

小牧市国民健康保険が50万8,300円、愛知県市町村共済組合が約27万円であります。

なお、御質問の愛知県協会けんぽと組合健保もおおむね愛知県市町村共済組合と近い負担額になるのではないかと考えております。

以上であります。

○5番（大上利幸）

子育て4人家族の国民健康保険の負担額は、他の保険者の約2倍です。お子さん2人の均等割額8万200円を全額免除しても、他の保険者より約15万以上も重い負担額なのですね。

この問題をやっぱり改善するためにも、市独自で18歳年度末までの均等割額を全額

免除する必要があるのではないかと思いますが、市のお考えをお伺いします。

○福祉部長（江口幸全）

まず、令和5年第2回定例会において、安江議員にお答えをさせていただいたとおり、まず、市独自に軽減措置を設けることは、一般会計からの法定外繰入を増やすことになり、国民健康保険加入者以外の市民の方にも負担を強いることとなります。

また、現行の未就学児の均等割の保険税、保険料の軽減措置について、国は国民健康保険は全ての世帯員が等しく保険給付を受ける権利があるため、均等割保険税又は保険料として世帯の人数に応じた応分の御負担が必要と考えており、その上で、均等割保険税、保険料を設けている趣旨から、軽減割合については所得の低い方にも一定割合の負担をいただいていること等も考慮して、その全額を免除することは適当ではないとの考え方を示しております。

さらには、平成30年度からの国民健康保険の都道府県単位化に伴い、国や都道府県は財政運営の公平性の観点から、一般会計からの法定外繰入を解消、削減するよう市町村に求めており、本市もこの解消が急務と考えているところでございます。

また、現時点ではありますが、愛知県のほうからも正式な通知ではありませんが、都道府県単位後は、やはり独自の軽減措置は認めることは難しいのではないかというふうにお聞きしているところでございます。

したがいまして、国民健康保険における負担軽減については、市独自で行うものではなく、やはり国の制度として統一的に実施されるべきものであると考えているところであります。

以上であります。

○5番（大上利幸）

国は、令和9年には子育て世代の負担を軽減するために、現状の未就学児の国保保険料の軽減措置を高校生年度まで拡大する方針を出されております。

小牧市では、子どもに係る費用は保護者だけでなく、社会全体で負担していくことが望ましく、また、家庭環境や境遇にかかわらず、その境遇っていうのは後でも出てきますので、かかわらず全ての子どもが等しく支援されるべきとのすばらしい基本的な考えがあります。

このすばらしい考えの下、国が対応しなくとも、市独自で子育て世帯の経済的負担を軽減しております。18歳年度末までの入院・通院、医療費無料、第2子中学生及び第3子以降の小中学生の給食費無償化などを実施しております。

ここからは市長にお聞きしたいと思います。

過去2回、ちょっと市長に質問ができなかつたので、市長も寂しい思いをされてい

たのではないかなどというふうに思いますので、これから何問かをお聞きしたいと思うのですが、市長に触れないのがちょっと答弁が長くなるということなので、市長、同じことを何度も繰り返されるのは個性でいいと思うのですが、職員が読まれて、もう答弁いただいたやつをもう一度読まれるところはちょっと今回は控えていただきて、市長の考えを市民の皆さんもお聞きになりたいと思いますので、お答えいただきたいなというふうに思います。

国民健康保険の家庭は、他の保険者を選びたくても選べない境遇なのです。山下市長は国民保険ではなく共済組合の被保険者だと聞いています。これ当事者ではないから国民健康保険の子育て世代の負担である痛みを理解されてないのではないかなどというふうに思いますが、山下市長はどのようにお考えですか。

○市長（山下史守朗）

この問題ですが、国民健康保険の方、いわゆる社会保険ではない方、お勤めではない方ということですが、国民健康保険に加入をされている方につきましては、お子さんにも均等割がかかる、その分負担が大きいということについては、これは課題だというふうに私自身も認識をしております。

この点は、大上議員と全面的に一致をしているわけでありまして、過去、安江議員からも同様の質問いただいているが、そのときにも、その旨、答弁をさせていただいております。

社会保険だと会社が負担をする、でも、国民健康保険であれば個人が全て負担をする。その中で、お子さんにも均等割があるということなのですよね。これ、いろんな経緯があるのだと思いますが、私自身もやはり今、子どもに係る費用は、やはりその保護者のみならず、社会全体で負担をしていくべきだという考え方、何度もこの議場でも再三、私自身の考えとして申し上げてきたわけですが、それが適切だと今でも思っておりますので、その点は、そのように思います。

特に、これ国も今、均等割については、未就学児について5割を減免する、それを拡大していくという方針を示されていることから考えますと、国においても、これについては課題意識があるということだというふうに思っております。ですから、そういった形で子どもの負担を軽減していくということは、国においても、また、私ども小牧市としても、そういう方向が望ましいということは思っているところでございます。

ただ、これ、いろいろと部長も答弁しましたように、昨今の制度改革やら、国のあるいは県も含めた方向性やら議論されているところでありますので、そういった点で、今の状況の推移を見ているところであります。

やれればやるでもいいのじゃないかと。これ給食費の問題もそうなのですね。それが望ましい、でも今できていないということが幾つかあります、100点満点というふうにならないわけですが、小牧市として、限られた財源をどこに振り向けるかという中で、精いっぱい子育て支援を行っている状況であります、全て全方位で100点を取りにいくというのはなかなか難しいのが現状でございます。苦しんでおられる方、非常に生活が苦しいという方もおられる中で、大変心苦しいわけですが、そのほかの点の施策についても重要な点がいろいろありますので、優先順位をつけながら進めているというのが状況でございますので、よろしくお願ひいたします。

○5番（大上利幸）

それでは、市長、続いてなのですが、全国でも令和2年で25自治体が全額免除や軽減措置を実施されており、愛知県でも18歳年度末まで均等割額を9割減免、9割ですね、大府市や5割減免の稻沢市が法定外繰入でも実施されておりますが、これは山下市長と他の市長の同様の子育て支援の考え方方が違うということで理解していいのかどうかをお伺いしたいと思います。

○市長（山下史守朗）

他の市長のお考えがどうということは分かりませんが、私としては先ほど申し上げたように、子育てに係る費用は社会全体で負担をしていく、個々の御家庭がそれを多額負われるということについては、やはりこれはなくしていくということが望ましいという考え方の下で、様々な施策を実施しております。

ほかの市町は、これを軽減をやっているという市町もあるでしょうけれども、小牧市としては、その市町がやっていない部分でさらに手厚い子育て支援策を実施しているということでありますので、私としては、小牧市としてできることをしっかりとやっているという認識であります。

○5番（大上利幸）

ちょっとしつこくなってしまうのですが、しつこいと言うと品位がないと言われるので、粘り強くなってしまうのですが、全額免除するために必要な金額は約4,600万だそうです。当初予算の0.06%ですね、1%も満たないということですね。これ久しぶりに使うんですが、私、市長だったらもう来年から実施すると思います。

山下市長は子育て支援のために4,600万、今のところは支援できないということですね。

今回の答弁でも、財政が何度も厳しい、厳しいという声を聞いております。山下市長、財源が次、来年出てくるのですよ。国は令和8年度に小中学校の給食費の無償化を実施する方針です。現状、小牧市が独自で負担している第2子中学生及び第3子以

降の小中学生の給食費無償化分の約1億5,000万が必要になります。

国は市に一定の負担を求めているようですが、この子育て支援の歳出削減分を一部財源にして、同じ子育て支援になる国民健康保険の18歳年度末までの均等割額を全面免除できないのかどうかをもう一度お聞きしたいと思います。

○市長（山下史守朗）

財源があって、その他条件が整えばやりたいという気持ちでありますけれども、給食費の話を今されました、これは全く今財源が読めないわけでありまして、むしろ心配をしている状況であります。

これ国の制度が給食費についてどうなるのかという議論、まさに今、国で行われていますし、我々地方自治体の立場からも、いろんな面で御意見を伝えています。特に懸念するのは、やはりこれが万一にも交付税措置にならないかということでありまして、もしこの給食費の無償化が財源を国側が市に転嫁をしてくるとなれば、3億円以上の逆に新たな財源が必要になるわけでありまして、これが全く読めない中で、そうでなくとも、実は来年度の予算については、大きな今、足らないという危機的な状況でありますので、今の段階でどうこうというような状況、言えるような状況ではない、非常に厳しい状況だという中で、何とか必要なところにはしっかりと予算をつけていく必要があるのだという中で、今努力をしているところでございます。

○5番（大上利幸）

この国の給食費の無償化ですね、これ議長が3億円ぐらいを負担を求めていくんではないかということなのですが、私の読みは、そんなことはないと思いますよ。そうすると暴れますから、全国で。それはないというふうに思います。

山下市長は、今金額だと全部だと約4,600万、これは少し大きいかなと、全額免除する。厳しいようなら第2子中学生及び第3子小中学生の給食費無償化が実施されていますので、同様な形で第2子以降の全額免除なら約1,400万です。それでも厳しいようなら、第3子以降の全額免除なら約700万ですね。この金額だったら子育て支援できるのではないかというふうに思いますが、どのようにお考えになるかも一度お聞きします。

○市長（山下史守朗）

全体の予算状況、国も含めた様々な状況を踏まえて、適切に判断していきたいと思います。

○5番（大上利幸）

今回の質問で、最初に市長は国民健康保険ではなく共済組合の被保険者、特別職もそうですが、国民健康保険の子育て世帯の負担、痛みは理解されているというふうに

理解しました。

もう一度言いますが、国民保険の家庭は保険料が安くなる他の保険者を選びたくても選べない境遇なのです。

小牧市では、子どもに係る費用は保護者だけでなく社会全体で負担をしていくことが望ましく、また、家庭環境や境遇にかかわらず、全ての子どもが等しく支援されるべきと、基本的な考え方、これはどこに行つたのでしょうか。しっかりとあるという声をいただいているので今後期待しますが、繰り返しますが、平均収入で460万円で子育て4人の家族、国民健康保険の負担額は他の保険者の約2倍です。お子さん2人の均等割額8万200円を全額免除しても、他の保険者より約15万以上重い負担額です。

この問題を改善するためにも、市独自で18歳年度末までの均等割額を全面免除する。山下市長の英断に期待して、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（舟橋秀和）

以上で、一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

（午後12時09分 休憩）

（午後12時10分 再開）

○議長（舟橋秀和）

再開いたします。

日程第2、「議案審議」に入ります。

議案第113号から議案第132号まで、及び議案第134号から議案第146号までの議案33件を一括して議題といたします。

質疑に入ります。

ただいまのところ発言通告はありません。

発言はありませんか。

（「なし」の声）

発言なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題といたしております議案第113号から議案第132号まで、及び議案第134号から議案第146号までの議案33件については、会議規則第36条第1項の規定により、議案委員会付託表のとおり、所管常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま、委員会付託といたしました議案33件は、会議規則第43条第1項の規定に

より、12月17日までに審査を終わるよう期限を付したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって、議案33件については、12月17日までに審査を終わるよう期限を付することに決しました。

以上をもって、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、12月18日午前10時より開きますので、定刻までに御参集願います。

これをもって本日の会議は散会いたします。

(午後12時11分 散 会)

令和 7 年小牧市議会第 4 回定例会議事日程（第 4 日）

令和 7 年 1 月 10 日午前 10 時 開議

第 1 一般質問

1 個人通告質問

第 2 議案審議

自 議案第 113 号
至 議案第 132 号
自 議案第 134 号
至 議案第 146 号

質疑

委員会付託